

春日井市ひとり親家庭等日常生活支援事業等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づく母子家庭日常生活支援事業、法第31条の7第1項の規定に基づく父子家庭日常生活支援事業及び法第33条第1項の規定に基づく寡婦日常生活支援事業(以下「事業」という。)について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業の一部を市長が適当と認める母子・父子福祉団体等に委託するものとする。

(支援の種類)

第3条 支援の種類は、生活援助(省令第2条第2号から第6号までの便宜をいう。)及び子育て支援(省令第2条第1号の便宜をいう。)(省令第6条の17の4及び省令第7条において準用する場合を含む。)とする。

(対象家庭)

第4条 事業の対象者は、法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)で、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 技能習得のための通学若しくは就職活動などの自立促進に必要な事由若しくは疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な者

- (2) 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている者
- (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合に定期的に生活援助、保育サービスが必要な者
(事業の実施場所)

第5条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 ひとり親家庭等の居宅
- (2) 子育て支援 第3条の支援を行う家庭生活支援員（以下「支援員」という。）の居宅
(登録)

第6条 対象者から春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、登録を受けなければならない。ただし、緊急を要すると市長が認める場合には、事後において手続を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ登録の可否を決定し、春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録決定通知書（第2号様式）又は春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により家庭生活支援員の派遣等が適当と認めるときは、速やかに春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録者名簿（第4号様式。以下「対象家庭登録者名簿」という。）に当該家庭を登録するものとする。
- 4 登録期間は、8月1日から12月31日までの登録者にあつては翌年7月31日までとし、1月1日から7月31日までの登録者にあつては当該年の7月31日までとする。
(辞退等)

第7条 対象者は、春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録を辞退するとき又は申請内容等に変更が生じた場合は、春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録辞退・変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項による登録の取消し又は変更が生じたときは、速やかに対象家庭登録者名簿に取消し又は変更した旨を記録するものとする。

（支援員の選定等）

第8条 支援員は、次の要件を備えている者のうちから選定するものとする。

(1) 生活援助においては、旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者

(2) 子育て支援においては、別表に定める研修を修了した者又はこれに準ずる者

（事業の期間）

第9条 事業の実施期間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 生活援助 同一家庭について1か月当たり概ね5日かつ1日8時間以内。ただし、対象者の属する家庭において、現に日常生活に支障が生じている場合は、この限りでない。

(2) 子育て支援 原則として6か月程度とし、同一家庭について1か月当たり概ね5日かつ1日8時間以内

2 実施単位は1時間を単位とする。

（派遣の申請及び決定）

第10条 対象家庭登録者名簿に登録されている者（以下「申請者」という。）が支援員の派遣等を受けようとするときは、春日井市家庭生活支援員派遣等依頼申込書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、審査のうえ派遣等の要否を決定し、春日井市日常生活支援員派遣等承認通知書（第7号様式）又は春日井市日常生活支援員派遣等却下通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第11条 支援員の派遣等を受けた者は、ひとり親家庭等における家庭生活支援員の派遣に係る手数料の細目料金（平成16年春日井市告示第43号）により、派遣等に要した費用を負担するものとする。

2 子育て支援に対する利用者の負担額は、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じた額を加算するものとする。

（守秘義務）

第12条 事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。

別表

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） （考え方）0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	3時間
② 学童期の発達	3時間
③ 児童にとっての遊び	3時間
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） （考え方）0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④ 児童の病気	3時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥ 児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 （考え方）保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況（講習Ⅲ） （考え方）子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6時間
⑦ 現代の子育て事業	3時間
⑧ 研修全体のまとめ	3時間
合 計	27時間

春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長 伊 藤 太

申請者 氏 名

家庭生活支援員派遣等対象家庭の登録を申請します。

申請者の状況	住所	[-]			
	職業(具体的に)	電話番号 ()			
	家庭の状況	1 母子家庭 2 父子家庭 3 寡婦			
	手当等の支給状況	1 児童扶養手当 2 子ども福祉手当 3 遺族基礎年金 4 その他(具体的に)			
	所得状況	前年の所得税(年所得)	扶養親族等の数	控除の種類及び額	控除後の額
※市が記入	円	人 うち老人 人 特定扶養 人	障、特障、老、勤、医、社 円	円	
世帯の状況	続柄	氏 名	性別	生年月日	職業(学校・学年等)
	本人				
		個人番号			
承諾書	この申請にあたり、市民税課税台帳及び児童扶養手当台帳に登載された所得状況について調査することを承諾します。				
	氏 名 (自署)				
審査欄	上記のとおり確認しました。				
	年 月 日				
	母子・父子自立支援員				

春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録決定通知書

年 月 日

様

春日井市長 伊藤 太

年 月 日付けで申請のありました春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録について、次のとおり登録をしましたので通知します。

登録番号		
登録者氏名		
登録者住所		
登録期間		
登録負担額 (1時間あたり)	生活援助	
	子育て支援	

春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録却下通知書

年 月 日

様

春日井市長 伊 藤 太

年 月 日付けで申請のありました春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下理由	
------	--

春日井市家庭生活支援員派遣等対象家庭登録辞退・変更届

年 月 日

(宛先) 春日井市長 伊 藤 太

申請者 住 所
氏 名

私は、家庭生活支援員派遣等対象家庭
〔 の登録を辞退
の登録内容を変更 〕 したいので届け出ます。

辞退・変更年月日		
辞退理由		
変更内容 ・住所 ・氏名 ・児童の状況 ・その他	変更前	
	変更後	

春日井市家庭生活支援員派遣等依頼申込書

年 月 日

(宛先) 春日井市長 伊 藤 太

住 所
申請者
氏 名

家庭生活支援員の派遣等について次のとおり申し込みます。

派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	[合計] 日間 時間 (1時間未満は切り捨て)
生活援助の内容	<p>1 児童の保育</p> <p>2 食事の世話</p> <p>3 住居の掃除</p> <p>4 身の回りの世話</p> <p>5 生活必需品等の買い物</p> <p>6 医療機関等との連絡</p> <p>7 その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)</p> <p>希望する援助の番号に○印をつけて下さい。(7を希望する場合は () の中も記入してください。)</p>

春日井市日常生活支援員派遣等承認通知書

年 月 日

様

春日井市長 伊藤 太

年 月 日付けで申し込みのありました春日井市家庭生活支援員派遣等依頼申込書について、次のとおり承認しましたので通知します。

派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	[合計] 日間 時間（1時間未満は切り捨て）
生活援助の内容	1 児童の保育 2 食事の世話 3 住居の掃除 4 身の回りの世話 5 生活必需品等の買い物 6 医療機関等との連絡 7 その他日常生活を営むのに必要な用務 （具体的な用務内容： ）
派遣する家庭生活支援員の氏名	

春日井市日常生活支援員派遣等却下通知書

年 月 日

様

春日井市長 伊藤 太

年 月 日付けで申し込みのありました春日井市家庭生活支援員派遣等依頼申込書について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下理由	
------	--